

広域にわたる振興整備計画に関する事務の廃止について

添付資料

1. 広域にわたる振興整備計画に関する事務の廃止に至る経緯について…	1
2. 東濃西部広域行政事務組合の規約改正日程……………	2
3. 東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃西部 広域行政事務組合規約の変更について【議案】……………	3
4. 規約新旧対照表……………	5

## 広域にわたる振興整備計画に関する事務の廃止に至る経緯

### 1 計画策定の経緯

昭和 47 年 3 月	旧自治省が定めた「広域行政圏計画策定要綱」に基づき、東濃西部広域市町村圏計画を策定。
昭和 47 年 9 月	東濃西部広域行政事処理組合設立。
昭和 55 年 3 月	第 2 次東濃西部広域市町村圏計画の策定。
昭和 61 年 3 月	第 2 次東濃西部広域市町村圏計画「後期計画」の策定
平成 3 年 3 月	第 3 次東濃西部広域市町村圏計画の策定
平成 8 年 3 月	第 3 次東濃西部広域市町村圏計画「後期計画」の策定
平成 13 年 3 月	第 4 次東濃西部広域市町村圏計画の策定
平成 19 年 3 月	第 4 次東濃西部広域圏計画（改訂版）の策定

### 2 東濃西部広域圏計画の概要

（P 6 参照：第 4 次東濃西部地域広域市町村圏計画より抜粋）

### 3 平成 20 年 12 月 26 日付総行第 234 号

「従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて」〈P8 参照〉

### 4 廃止に至る経緯

平成 20 年 1 2 月	平成の大合併により、従来の広域行政圏がひとつの市になったことなどを受け、従来の広域行政圏施策は廃止されることが決定された。（平成 20 年 12 月 26 日付総行第 234 号「従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて」） これにより、これまで作成が義務付けられていた広域圏計画は、構成市町村の協議によりどうするかを決定できることとなった。
平成 21 年 3 月 ~9 月	事務局において事務事業見直し検討会議を開催し、第 4 次東濃西部広域圏計画（後期計画）が満了となる平成 22 年度以降の方向性について検討。平成 22 年度をもって組合事務から削る方向を確認。
平成 21 年 10 月	第 3 回臨時幹事会にて検討会議のまとめを報告。廃止手続きについて協議。
平成 22 年 1 月	組合管理者会議で最終決定
平成 22 年 7 月	組合議会全員協議会に報告、協議

東濃西部広域行政事務組合の規約改正日程  
(広域振興整備計画の廃止)

平成20年 12月 26日	従来の広域行政圏施策の廃止決定の通知
平成21年 3月～9月	担当課レベルにて、事務事業の見直し。担当課の検討結果は「事業廃止」
10月 28日	臨時幹事会にて、事務事業の見直し結果を報告。幹事会においても事業廃止。
平成22年 1月 18日	組合管理者会議において、事務事業の見直し結果、「広域にわたる振興整備計画に関する事務」を廃止することを報告。
7月 20日	組合管理者会議において、平成22年度をもって廃止することについて最終協議、決定
7月 30日	広域組合議会全員協議会において説明、協議
8月	各市へ関係議案（規約改正）を9月定例議会に提出依頼
9月	各市議会において議案議決、議決証明の発行
10月	各市長協議書の作成、県振興局へ規約変更申請の提出
11月	規約変更許可通知、関係機関等に周知
平成22年 1月 29日	広域議会に關係議案（条例の廃止）を提出
3月 末日	「広域にわたる振興整備計画に関する事務」の廃止

議第 号

東濃西部広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び東濃西部広域行政事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、広域にわたる振興整備計画に関する事務を廃止し、東濃西部広域行政事務組合同規約を次のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求める。

平成22年9月 日提出

〇〇 市長 氏 名

東濃西部広域行政事務組合同規約の一部を改正する規約

東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）の一部を次のように改正する。

第3条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

## 参考資料

### ○ 提案説明

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、平成23年3月31日をもって、東濃西部広域行政事務組合同規約（昭和47年岐阜県指令地第776号）第3条第2号に規定する「広域にわたる振興整備計画に関する事務」について、構成市での協議により、当該事務の共同処理を同組合の事務から削除する規約の改正について、同法第290条の規定により議会の議決を求めるものである。

規約新旧対照表

新	旧
<p>第1条及び第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 広域にわたる職員研修に関する事務</p> <p>(2) ふるさと市町村圏基金の設置及びその管理運営に関する事務</p> <p>(3) 看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務</p> <p>(4) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事務</p> <p>(5) 広域産業観光の振興に関する事務</p> <p>(6) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事務</p> <p>(7) 東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務(中津川市及び恵那市から地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、事務の委託を受けて実施する事務も含む。)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条及び第2条 (略) (共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) <u>広域にわたる振興整備計画に関する事務</u></p> <p>(2) 広域にわたる職員研修に関する事務</p> <p>(3) ふるさと市町村圏基金の設置及びその管理運営に関する事務</p> <p>(4) 看護専門学校の建設、管理及び運営に関する事務</p> <p>(5) 青少年の健全育成及び非行防止に関する事務</p> <p>(6) 広域産業観光の振興に関する事務</p> <p>(7) 畜犬の登録及び狂犬病予防に関する事務</p> <p>(8) 東濃地域医師確保奨学資金等の貸付等に関する事務(中津川市及び恵那市から地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第252条の14第1項の規定に基づき、事務の委託を受けて実施する事務も含む。)</p> <p>以下 (略)</p>

## 第1節 計画策定の趣旨

当圏域では、昭和47年に「豊かで、明るく、住みよい圏域」を将来都市像とした東濃西部地域広域市町圏計画を策定するとともに、昭和55年には、「恵まれた、自然と伝統文化から創造される美濃焼と学園の文化都市圏」を将来都市像とした東濃西部地域新広域市町圏計画を策定しました。平成3年には、第3次東濃西部地域広域市町圏計画を策定し、「緑あふれる研究学園都市と美濃焼の産業文化圏」を将来都市像として、圏域づくりを進めてきました。

しかし、この10年間に社会経済情勢は大きく変動しています。平成12年4月から介護保険制度がスタートしたことや、情報通信技術の急速な進展のほか、循環型社会システム<sup>\*</sup>の構築、ダイオキシン<sup>\*</sup>対策、環境ホルモン<sup>\*</sup>の抑制、地球温暖化<sup>\*</sup>対策といった環境に対する取り組みなど、第3次計画策定時にはなかった社会的要請が見受けられます。

こうした中、国においては、平成10年3月に「21世紀の国土のランドデザイン」を策定し、2010年から2015年を目標に、多軸型国土構造をめざす長期構想実

現の基礎づくりを基本目標としてスタートしています。また、県では、平成11年3月に2020年の県の姿を想定した「岐阜県2020年物語」を策定するとともに、「日本一住みよいふるさと岐阜県」づくりに向けて、平成15年までの「県政の指針」を策定しています。

一方、地方分権の推進により、国から県、県から市町村へと権限委譲が順次進められ、これまで以上に行政能力を求められる時代になりつつあります。また各市町の情報公開条例も整いつつあり、住民と情報を共有し合いながら、住民と協働<sup>\*</sup>して圏域づくりを進める必要があります。

さらには、2005年に愛知県で開催される日本国際博覧会、同時期に開港をめざして着工した中部国際空港、東海環状自動車道の建設、首都機能移転候補先の決定、リニア中央新幹線といった国家プロジェクトへの対応も求められています。

こうしたことを踏まえて、活力と魅力のある圏域づくりをめざし、第4次東濃西部地域広域市町圏計画を策定します。

## 第2節 計画の性格と役割

- (1) 当圏域が実現すべき将来像と、それを達成するための施策及び具体的内容を明らかにし、広域行政運営を効率的に進めるための基本指針となるものです。
- (2) 広域圏を形成する多治見市、瑞浪市、土岐市及び笠原町が一体となって、市町事業、広域行政事務組合事業及び県事業を広域的な観点から総合的に調整し、地域の特性を生かしながら策定するものです。

- (3) 実施に当たっては、関係市町、県の努力はもとより、国等の指導援助並びに圏域住民の理解など、あらゆる分野の協力によって、その推進を図るものです。

### 第3節 計画の構成・期間

この計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」をもって構成します。

#### (1) 基本構想

当圏域の振興発展の将来像及びこれを達成するために必要な施策の大綱を示すもので、平成13年度(2001年)を初年度とし、平成22年度(2010年)を目標年度とします。

#### (2) 基本計画

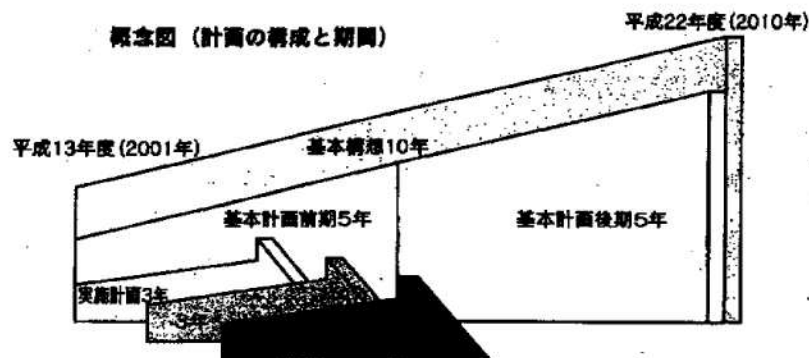
基本構想で定めた施策の大綱に基づき、圏域の総合的かつ一体的な整備に必要な施策を体系的に示すもので、現況と課題、対策、計画の目標、広

域的事業と実施主体を明らかにします。

計画期間を前期・後期に分け、平成17年度までを前期、平成18年度以降を後期とし、後期分については、前期終了前に見直しを図ります。

#### (3) 実施計画

基本計画で示された施策を毎年度の行財政の中でどのように実施していくかを明らかにするもので、毎年度向こう3ヵ年を期間とするローリング方式\*によって別途策定します。



### 第4節 計画の区域

この計画の対象区域は、多治見市、瑞浪市、土岐市及び笠原町の区域とします。

なお、特に、より広域的な配慮を必要とする計画事項に関しては、圏域外の地域的要素も十分検討します。

### 第5節 計画の進行管理

実施計画については、基本計画で示す目標指標及び広域的事業に従い、東濃西部広域行政事務組合及び各市町において進行管理していきます。

### 第6節 計画の見直し

当圏域及び隣接地が首都機能の移転先に決定された場合は、計画の途中であっても、本計画を見直します。



総行市第234号  
平成20年12月26日

各都道府県広域行政圏担当部長 }  
各政令指定都市広域行政圏担当局長 } 殿

総務省自治行政局市町村課長

### 従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて

昭和40年代前半の高度経済成長の中で、モータリゼーションや日常生活圏域の広域化を背景とし、都市及び周辺農山漁村地域を一体とした地域の振興整備を進める広域市町村圏施策が開始され、以降、社会経済情勢の変化につれて、大都市周辺地域広域行政圏を併せて、広域行政圏施策に改め、また、ふるさと市町村圏の選定・推進を図りながら、地域の振興整備が進められてきました。

近年、社会経済構造が変化するとともに、人口の減少と、少子高齢化が進行しています。また、市町村合併の進展に伴い、広域行政圏内の市町村数が著しく減少した圏域や、広域行政機構を有しない圏域が広がるなど、広域行政圏を取り巻く状況は、圏域ごとに大きく異なる様相を呈しております。

このような社会経済情勢の変化や市町村合併の進展等の中で、都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた広域行政圏施策は、当初の役割を終えたものと考えられることから、今回、廃止することとし、「定住自立圏構想推進要綱について」（平成20年12月26日総行応第39号各都道府県知事及び各指定都市市長あて総務事務次官通知）においてその旨通知されたところです。

今後の広域連携については、地方自治法に基づく協議会、一部事務組合、広域連合等の事務の共同処理の諸制度を活用しながら、関係市町村が自主的な協議に基づき取り組むこととなりますが、これまでに寄せられた意見・照会を踏まえ、下記のとおり留意事項をお示しします。

なお、各都道府県においては、貴都道府県内市町村及び従来の広域行政圏に係る広域行政機構に対して、この旨周知下さいますようお願いいたします。